

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成30年8月10日（金）

10：02～10：10

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

野田聖子 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

上川陽子 国務大臣（法務大臣）

河野太郎 国務大臣（外務大臣）

林芳正 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣，内閣府特命担当大臣）

齋藤健 国務大臣（農林水産大臣）

世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）

中川雅治 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

小野寺五典 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

吉野正芳 国務大臣（復興大臣）

小此木八郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

福井照 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

松山政司 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

梶山弘志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

鈴木俊一 国務大臣

欠席者：茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官

野上浩太郎 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 2件

○公布（条約） 1件

○政令 1件

○人事 3件

○報告 1件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、野上副長官から御説明申し上げます。

○野上内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「明治150年記念式典の挙行」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣総理大臣及び内閣官房長官から御発言があります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「エジプト国」及び「リトアニア国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、「国際移住機関憲章の改正」の公布について、御決定をお願いいたします。本条約は、平成12年の通常国会で承認を得たものであり、効力の発生が明らかとなったため、公布するものであります。

次に、政令について、御決定をお願いいたします。「銀行法施行令等の一部を改正する政令」は、特定銀行代理業者の営業所等について、法令で定める日以外の日を休日とすることができることとするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、河野外務大臣が、各国政府要人との会談等のため、12日から19日まで海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、外務省人事といたしまして、イラン国駐箚大使小林弘裕にニュージーランド国駐箚を命じ、その後任に、オマーン国駐箚大使齊藤貢を充てることを承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に、齋藤誠二外226名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、元衆議院議員松本龍を従三位に叙し、旭日大綬章を授けるものがあります。

次に、「一般職の職員の給与についての人事院の報告及び勧告等」について、御報告があります。本件につきましては、本日、国会及び内閣に勧告がなされたものであり、後程、梶山大臣並びに、関連して、防衛大臣及び総務大臣から御発言があります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、私から明治150年記念式典の挙行について申し上げます。

本年10月23日に、明治改元から満150年を迎えることを記念し、明治以降の我が国の歩みを振り返り、これからの未来を切り拓く契機とするため、明治150年記念式典を挙行することといたします。

式典は、来る10月23日、憲政記念館において、各界代表の参加を得て行うこと、式典の円滑な実施を図るため、式典委員長は、内閣総理大臣とし、副委員長、委員等は総理が委嘱することとしております。

式典の次第について申し上げますと、「国歌斉唱」、「内閣総理大臣の式辞」、「衆・参両院議長、最高裁判所長官の挨拶」などを考えております。

今後、関係方面とも密接な連携を取りつつ、速やかに諸般の準備を進め、その実施に万全を期すつもりでありますので、各位の御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から2件御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：まず、明治150年記念式典につきましては、式典委員長は、私が務め、副委員長は、麻生副総理及び菅内閣官房長官の2名に、また、式典委員は、各国務大臣、内閣官房副長官等をお願いいたします。各位におかれては、諸般の準備が遺漏なく進み、この式典が意義あるものとなるよう格段の御協力をお願いいたします。

次に、河野大臣は海外出張いたしますが、その出張不在中、菅内閣官房長官を外務大臣の臨時代理に指定します。

○菅国務大臣：次に、梶山大臣。

○梶山国務大臣：本日、人事院から、国家公務員の給与についての報告及び勧告が提出されました。今回の人事院勧告は、民間給与の実態を反映し、月例給・ボーナスとも引上げ勧告となりました。この勧告を受けて、本日、給与関係閣僚会議が開催され、国家公務員の給与の取扱いを協議する予定となっております。

また、国家公務員の定年の引上げについては、その論点を整理し、本年2月に、人事院に対して検討を要請していたところですが、本日、人事院から、意見の申出が提出されております。今後、この意見の申出を踏まえ、必要な対応を検討してまいりますので、各大臣におかれましても、御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、防衛大臣。

○小野寺国務大臣：防衛省・自衛隊の職員については、特別職の国家公務員であることから、一般職の国家公務員とは別に自衛隊法等で定年年齢が定められています。

特に、自衛官については、自衛隊の任務の性格上、組織を常に精強な状態に維持する必要があるため、階級によっては53歳で定年となる若年定年制を採用しています。

自衛官の定年の引上げについては、その特殊性を踏まえつつ、自衛隊の活動を支える人的基盤の充実強化のため、引き続き、検討してまいります。

○菅国務大臣：次に、総務大臣から2件御発言がございます。

○野田国務大臣：まず、地方公務員の定年につきましては、国家公務員の定年を基準として決定すべきものであり、今回の人事院からの意見の申出や国家公務員の制度設計を踏まえ、地方公共団体の意見も伺いながら検討を進めてまいります。

次に、本日、「下請取引の適正化に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告を、公正取引委員会委員長、経済産業大臣及び国土交通大臣に対して行います。

現在、下請取引の適正化に向けて、政府を挙げて取り組んでいる中、産業界による自主行動計画の策定が進むなど、具体的な成果が出ているところ、本勧告においては、更なる下請取引の適正化を推進する観点から、①法制度に関する講習会の運営を見直し、下請事業者の受講機会を一層確保すること、②下請事業者からの個別相談等に対応する相談窓口について、一層の周知を図るとともに、相談対応後の取引状況のフォローに着手するなど、運営の見直し等を行うことを求めています。

各大臣におかれましては、今回の勧告の趣旨を御理解いただき、必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

○菅 国務大臣：これもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上もちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔平成30年
8月10日〕（金）

◎一般案件

- 資料あり ○明治150年記念式典の挙行について（決定）
（内閣官房・内閣府本府）
- 資料なし ☆エジプト国駐箚特命全権大使能化正樹外1名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使香川剛廣外1名の解任状につき認証を仰ぐことについて（決定）（外務省）

◎公布（条約）

- 資料なし ☆国際移住機関憲章の改正（決定）（外務省）

◎政令

- 資料あり ○銀行法施行令等の一部を改正する政令（決定）
（金融庁・厚生労働・農林水産省）

◎人事

- 資料なし ☆外務大臣河野太郎の海外出張について（了解）
- 資料あり ○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
- 〃 ○元東京消防庁消防司監齋藤誠二外226名の叙位又は叙勲について（決定）

◎報告

- 資料あり ☆一般職の職員の給与についての人事院の報告及び勧告等について（内閣官房）

〔○署名あり ☆署名なし〕